

日南市地域課題解決型創業補助金交付要綱

令和8年4月1日
日南市告示第59号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の課題解決を目的として新たに創業する者に、必要な経費の一部として、日南市地域課題解決型創業補助金（以下「創業補助金」という。）を交付することにより、事業の促進による地方創生を実現することを目的とし、予算の範囲内において行う創業補助金の交付に関し、日南市補助金等交付規則（平成21年規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 補助事業期間完了日までに個人事業の開業の届出、又は法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。ただし、開業の届出を行っている個人事業主及び既に設立されている法人等は対象外であるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う個人として開業届を提出する、もしくは新たな法人等を設立する場合は対象とし、大企業及びみなし大企業は除くものとする。
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき国から認定を受けた日南市創業支援事業計画（以下「市計画」という。）に位置付けた特定創業支援事業を過去3年以内に受けた者又は当該年度中に受ける予定がある者
- (3) 日南商工会議所、北郷町商工会又は南郷町商工会いずれかの会員となり、継続的に経営指導を受ける見込である者
- (4) 5年以上継続して市内で事業を行う見込みである者
- (5) 税金を滞納していない者（法人の場合は団体及び代表者）
- (6) 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している者又は予定があるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び日南市税条例（平成21年日南市条例第98号）の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（日南市内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (10) その他、創業補助金を交付することについて、日南市が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 創業補助金の補助対象となる事業は、それぞれに掲げる要件の全てを満たす事業とする。

- (1) 日南市内において、地域の課題の解決を目的として新たに創業する事業であること。
- (2) 日南市内に事業所（法人の場合は所在地）を置き、日南市内に住民票を有する又は予定（法人の場合は代表者）であること。
- (3) 居宅等以外の場所で、店舗等を設置し、創業する事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金の用途として社会通念上不適切である判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。ただし、国、宮崎県からの補助金等の対象事業は、創業補助金の対象から除外する。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 この補助金は、精算払で支払うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(別記様式第1号)
- (2) 事業計画書(別記様式1-(1))
- (3) 反社会的勢力でないことの誓約書(別紙1-(2))
- (4) 居住地に関する誓約書(別紙1-(3))
- (5) 補助対象経費に係る見積書
- (6) 住民票(写し可)(ただし、申請日から起算して3か月以内に発行されたもの)
- (7) 市税の完納証明
- (8) 事業関係添付書類(写し可)(該当するものすべてを添付)
- (9) 創業塾受講確認書及び受講予定誓約書
- (10) その他市長が必要と認める次の書類
 - ① 既に個人事業主として開業済みの方は、税務署に提出した開業届の写し、確定申告書及び決算書(直近1期分)
 - ② 既に法人設立済みの方は、当該法人の履歴事項全部証明書(申請日から起算して3か月以内に発行されたもの)、申告書(別表1)と決算書(直近1期分)
 - ③ 創業補助金を申請する法人以外の法人の役員に就任している方は、当該法人の履歴事項全部証明書(申請日から起算して3か月以内に発行されたもの)

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、創業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)を当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、次に掲げる事項に該当するときは、あらかじめ創業補助金変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)に収支予算書(変更)(別記様式第4号)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業内容等を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は除く。

- ① 補助対象経費の30%以内の額の減少である場合
- ② 補助事業の目的に変更をもたらさない補助対象経費の変更

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の変更申請が適当であると認めたときは、創業補助金変更承認通知書(別記様式第5号)を通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助決定者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助事業が完了した場合は、次に掲げる書類を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の2月28日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 創業支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 収支決算書（別記様式第7号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し（交付決定日以降のものであること）
- (4) 開業届出書又は登記事項証明書の写し
- (5) 特定創業支援事業の支援を受けたことを証する書類
- (6) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第8号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、創業補助金交付確定通知書（別記様式第9号）により当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条に規定する通知書を受けた補助決定者は、創業補助金交付請求書（別記様式第10号）により速やかに市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定日から5年以内に市外への移転又は、廃業をしたとき。
- (4) 日南商工会議所、北郷町商工会又は南郷町商工会を2年以内に退会したとき。
- (5) この要綱、規則その他法令の規定に又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (6) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年4月1日告示第59号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助率	1 / 2 以内
補助上限額	100 万円
補助対象経費	・店舗・事務所等賃借料、設備費、知的財産権等関連経費、旅費、外注費及び 広報費 ただし、業務に関係のない汎用性が高く、目的外使用になりえるものは対象 外とする。

（備考）

- ・補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- ・消費税及び地方消費税は補助対象外